

申請はお済みですか？

申請期限 3月29日(金)まで ※土、日、祝日を除く平日の9時～17時
受付場所 総務課復興・生活再建支援室(総合庁舎)
住民サービス課住民サービスグループ(総合支所)

(1) 災害義援金・災害見舞金

全国並びに海外から寄せられた義援金を、町内で被災された方々へ配分しております。

対象 平成30年北海道胆振東部地震により安平町において被害を受けた町民または遺族
※り災区分が「無被害」の方や、社宅や公営住宅、従業員寮にお住まいの方も対象となります。
※2世帯同居の場合は、原則として代表の世帯主のみが申請できます。

必要なもの ①申請書 ②り災証明書の写し ③預金通帳の写し(申請者の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号がわかるもの) ④生活根拠を証明する書類の写し(免許証、保険証、発災時前後の公共料金明細、マイナンバーカード等)

<代理申請を行う場合(①～④に加えて必要なものです)>

⑤委任状 ⑥代理人の本人確認書類等

問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎②2511
住民サービス課住民サービスグループ ☎⑤2411

(2) 被災家屋の解体・撤去制度(公費解体・自費解体)

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた住宅(アパート、店舗兼住宅等も含む)について、町が所有者に代わり解体する制度(公費解体)及び、既に解体・撤去をご自身で行われた方については費用をお支払いする制度(自費解体)です。

対象 り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋等の所有者
※住家以外の構造物(物置、車庫、塀、庭木など)は制度対象外となります。
※店舗兼住宅の解体費用は、住宅部分のみ対象となります。

対象となる経費 ①全壊の場合(9月6日現在で居住者がいた場合、または空き家だった場合)
撤去・解体経費、瓦礫の運搬・処分経費の全額
②大規模半壊・半壊の場合(9月6日現在で居住者がいた場合)
撤去・解体経費の半額、瓦礫の運搬・処分経費の全額
③大規模半壊・半壊の場合(9月6日現在で空き家だった場合)
瓦礫の運搬・処分経費の全額

必要なもの 公費解体と自費解体で必要なものが異なりますのでご注意ください。
なお、申請の内容により、下記のほかにも必要なものが生じる場合があります。

<公費解体および自費解体で共通して必要なもの>

①申請書 ②建物配置図 ③印鑑登録証明書(発行日から3か月以内のもの) ④身分証明書(写真付きのものは1点、その他は2点必要) ⑤り災証明書の写し ⑥建物の全部事項証明書(9月6日以降に発行されたもの)※未登記物件の場合は評価証明書

<公費解体> 上記の①～⑥に加えて次のものがが必要です。

⑦建物の写真(建物全体がわかるものを違う角度から3～4枚程度)